



労働者協同組合活用促進モデル事業について

三重県労協活用促進地域連携協議会（事務局：三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課）では、厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」の委託を受け、「労働者協同組合」を新しい労働の形、地域課題を解決する新しい組織として位置づけ、県内における労働者協同組合の活用促進を図っていきます。

（事業期間：令和6年8月から令和9年3月末まで）

本ページでは、三重県労協活用促進地域連携協議会が実施する事業のご案内を掲載し、各事業への申し込みフォームを設置しています。

「協同労働」の仕組みに興味のある方、多様な働き方を実現したい方（兼業・副業、シニア世代の就労など）、地域づくり活動に取り組む方（自治会、NPO法人、ボランティアなど）、人口減少や少子高齢化などによる地域の将来に不安のある方など、是非とも「労働者協同組合活用促進モデル事業」をご活用ください。

労協シンポジウム【令和6年12月開催】

※シンポジウムのチラシは[こちら](#)から

日時： 令和6年12月22日（日）13時30分から16時00分まで

場所： 四日市市文化会館 第3ホール（四日市市安島2丁目5-3）

方法： 現地参加又はオンライン参加（ハイブリッド方式）

主な内容：

【第1部】講演「労働者協同組合制度の概要」（講師：日本労働者協同組合連合会 古村理事長）

【第2部】パネルディスカッション

ファシリテーター：ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 藤井代表

パネリスト：OretachinoCamp労働者協同組合連合会（四日市市） 樋口監事

労働者協同組合コモンウェーブ（鈴鹿市） 山浦代表理事

東白川村労働者協同組合（岐阜県東白川村） 福田代表理事

対象： 労働者協同組合に関心のある個人、企業・団体等（県内、県外を問いません）

定員： 会場参加50名 オンライン参加500名（いずれも先着）

参加費用： 無料

申込方法： 以下の参加申込フォームからお申し込みください。

（[参加申込フォーム](https://logoform.jp/form/8vMX/774696) <https://logoform.jp/form/8vMX/774696>）

申込期限： 12月19日（木）まで

第1弾労協ワークショップ【令和6年10月、11月開催】

10月北勢開催 ※終了しました。

日時： 10月31日（木）13時30分から15時30分まで

場所： 四日市市勤労者・市民交流センター 東館 大会議室

（四日市市日永東1丁目2-25）

講師： 労協コモンウェーブ ヤマトさん
三重県労協活用促進地域連携協議会 事務局

内容：

鈴鹿市において「子どもの居場所づくり」に取り組むコモンウェーブのヤマトさんから、法人設立の経緯や普段の活動などについて紹介いただきます。また、労協制度の概要や可能性について事務局から紹介します。

1 1月南勢開催 ※チラシはこちら

日時： 11月19日(火) 13時30分から15時30分まで

場所： 大台町役場 2階 大会議室
(多気郡大台町佐原750)

講師： OretachinoCamp労協連合会 樋口さん
労協ワーカーズコープみえ 松本さん

内容：

四日市市で「キャンプ場」を営む労協法人として、全国第1号の労働者協同組合を立ち上げた樋口さんと、松阪市において「高齢者介護」などの事業を行い、40年以上の長きにわたって「協同労働」を実践してきたワーカーズコープみえの中西さんから、「協同労働」や事業の運営などについて紹介いただきます。

第2弾労協ワークショップ【令和7年1月、2月開催予定】

2弾ワークショップは、1月に中勢地域、2月に北勢地域及びオンラインで開催を予定しています。詳細が決まり次第、こちらのページでご案内させていただきます。

相談窓口の設置・アドバイザー派遣【令和6年8月～受付開始】

労働者協同組合制度を深く学びたい、労働者協同組合法人を設立したい、労働者協同組合法人と連携をしたいなどの労働者協同組合制度に関する悩みやニーズを持つ方からの相談を受け付け、専門家による助言・指導、アドバイザーの派遣を実施します。

【相談窓口・アドバイザー派遣の概要】

対象者： 県内の個人、法人、団体など

受付期間： 令和6年8月30日(金)から令和9年2月末まで
(令和6年度の新規受付は、令和7年3月14日(金)まで)

相談方法： 以下の相談受付フォームからお申し込みください
(相談受付フォーム <https://logoform.jp/form/8vMX/681658>)

実施方法： 相談者の要望に応じ、電話、メール、オンライン、対面等での相談対応、助言・指導を実施

相談費用： 無料 (アドバイザーの交通費等も不要です)

注意事項： アドバイザー派遣 (オンライン又は対面) については、1回あたり30分から1時間程度を予定しています。アドバイザー派遣の受付は先着順となり、各年度の上限回数に達した場合は受付を停止することがあります。また、原則としてアドバイザー派遣は1者あたり各年度1回を限度とします。

【参考】三重県労協活用促進地域連携協議会について

三重県では、厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」を受託し、県内における労働者協同組合制度の活用促進を通じた「多様な働き方が可能となる環境整備」や「働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出」に取り組むため、県を中心として令和6年6月に「三重県労協活用促進地域連携協議会」

を設立しました。

当協議会では、構成員が連携しながら県内各地で労働者協同組合制度活用促進につながる様々な事業を実施していきます。

【構成員名簿（令和6年8月6日時点）】

三重県労協活用促進地域連携協議会構成員名簿

本ページに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁8階）

電話番号：059-224-2461 ファクス番号：059-224-3024 メールアドレス：syurou@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

オンライン
同時配信
参加無料

日時 12/22(日) 13:30~16:00

会場 四日市市文化会館 第3ホール
(四日市市安島2丁目5-3 / 駐車場無料)

シンポジウム

三重から始める「協同労働」
地域づくりと仕事の新たなカタチ

第1部

講演

「労働者協同組合制度の概要」

講師 日本労働者協同組合連合会 古村さん

第2部

パネルディスカッション

ファシリテーター

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 藤井さん

パネリスト

- ・ OretachinoCamp 労協連合会 (四日市市) 樋口さん
- ・ 労働者協同組合コモンウェーブ (鈴鹿市) 山浦さん
- ・ 東白川村労働者協同組合 (岐阜県東白川村) 福田さん



オンライン配信

労働者協同組合創造集団 440Hz

同日開催



新しい市民協働交流会

時間 10:00~12:00

場所 四日市市文化会館 第3ホールほか

内容 市民協働に関する交流会、パネル展示

実施主体 特定非営利活動法人TSV2020四日市

四日市市 令和6年度市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業「新しい市民協働プラットフォームの周知と運営」

交流会の詳細
はこちら



労働者協同組合(ろうきょう)とは？

令和4年10月に施行した「労働者協同組合法」により、労働者がお金を出し合い、意見を反映し、自ら働く新しい法人制度として設立が可能になった法人です。

人口減少地域の地域づくりや子育て支援・高齢者介護、シニア世代の生きがいなどが仕事になり、多様な働き方を実現しつつ、地域社会の課題を解決する法人が全国で誕生しています。

《シンポジウム プログラム》

第1部

13:30～13:40 開会あいさつ

13:40～14:20 講演「労働者協同組合制度の概要」

講師 日本労働者協同組合連合会 古村さん

第2部

14:30～15:30 パネルディスカッション

ファシリテーター ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 藤井さん

パネリスト ▶ OretachinoCamp 労協連合会（四日市市）樋口さん

▶ 労働者協同組合コモンウェーブ（鈴鹿市）山浦さん

▶ 東白川村労働者協同組合（岐阜県東白川村）福田さん

コメンテーター 日本労働者協同組合連合会 古村さん

15:30～15:50 質疑応答 15:50～16:00 閉会あいさつ



1986年、中・高年齢雇用福祉事業団全国協議会に入職。日本労働者協同組合連合会事務局長、専務理事などを歴任し、2017年から理事長。協同労働という働き方の実践、ワーカーズコープという組織の広がり尽力し、「働くを変える」壮大で根源的な探求とアクションを推進している。

日本労働者協同組合連合会 古村さん



1989年、生活クラブ生活協同組合に加入。2018年からワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン代表。

1人1人が平等な権利と責任を持つワーカーズ・コレクティブ（協同労働）という働き方を実践し、地域社会への貢献をめざす活動に取り組んでいる。

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 藤井さん



組合員が出資し働くという「協同労働」の働き方に共感し、全国第1号となる労協法人を設立。荒廃山林を整備したキャンプ場を運営し、「地域を変える」チャレンジを続けている。

地域資源の活用

OretachinoCamp 労協連合会 樋口さん



子どもの居場所づくりや子育て支援事業に取り組む労協法人を設立。上下ではない横のつながり、話し合いを重視し、子どもも大人も心豊かに暮らせる地域づくりに邁進している。

子どもの居場所づくり

労働者協同組合コモンウェーブ 山浦さん



人口2,000人弱の村において、「地域の困り事」の解決を目的に労協法人を設立。メンバーには、地元出身の方だけではなく、都会からの移住者や元地域おこし協力隊が集まっている。

地域の困り事解決

東白川村労働者協同組合 福田さん

シンポジウム
参加申込

定員 会場参加 **50名** / オンライン参加 **500名**
申込 右の二次元コードからお申し込みください
期限 **12月19日（木）まで**

参加無料

参加申込フォーム



お問い合わせ先

三重県労協活用促進地域連携協議会

(事務局：三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課)

TEL: 059-224-2461 mail: syurou@pref.mie.lg.jp

企業に求められる カスタマーハラスメント への対応

不当・悪質なクレームは、従業員に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースもみられるなど、企業や組織に金銭、時間、精神的な苦痛等、多大な損失を招くことが想定されます。
このため、カスタマーハラスメントに対して企業に求められる対応について講演を行い、従業員の人権尊重につなげていきます。



講師

香川総合法律事務所 弁護士 **香川 希理** さん

講師プロフィール

- 1 略歴 2010年 弁護士登録(東京弁護士会)
2013年 香川総合法律事務所設立
- 2 主な役職等 ・国土交通省「管理業務主任者試験」委員
・国土交通省「外部専門家等の活用のあり方に関するワーキンググループ」委員
・国土交通省「マンション標準管理委託契約書見直し検討会」委員
・小学館「正直不動産」協力弁護士
- 3 主な著書 ・カスハラ対策実務マニュアル(日本加除出版)
・クレマー対応の実務必携Q&A(民事法研究会)



講師

日時

2024年

12月19日(木) 13:30~15:30

参加無料

定員
100名

会場

三重県庁 講堂 (津市広明町13番地)

申込
方法

12月12日(木)までに、右の二次元コードを読み取り、フォームにて申し込みいただくか、裏面の参加申込書を記載し、FAXまたは郵送してください。



「企業と人権を考える集い」参加申込書

送付先

FAX : 059-224-3024
三重県雇用経済部 雇用経済総務課
〒514-8570 津市広明町 13 番地
TEL : 059-224-2312

申込期限

令和6年

12月12日※

※手話通訳、要約筆記を希望される場合は12月2日(月)までにお申し込みください。

企業・事業所名	本件ご担当	TEL	
		FAX	
		E-mail	
参加者1	所属名・職名 お名前		
参加者2	所属名・職名 お名前		
参加者3	所属名・職名 お名前		
手話通訳、要約筆記の希望	<input type="checkbox"/> 手話通訳を希望します <input type="checkbox"/> 要約筆記を希望します ※手話通訳、要約筆記を希望される場合チェック <input checked="" type="checkbox"/> し、12月2日(月)までにお申し込みください。		

- FAXの場合：送付状なしで本申込書を送信してください。
- 郵送の場合：本申込書を郵送してください。
- 二次元コード(このチラシ表面に記載)の場合：
二次元コードを読み取り、リンク先の画面に入力してください。

会場へのアクセス

三重県庁 講堂【津市広明町 13 番地】

※なるべく公共交通機関をご利用ください。



【総合評価一般競争入札(清掃・警備業務)】及び【総合評価方式(建設工事、測量・設計業務)】における評価対象について
本講演は、三重県が発注する総合評価一般競争入札(清掃・警備業務)及び総合評価方式(建設工事、測量・設計業務)における人権研修受講実績の評価対象となります。

人権研修受講確認申請書(確認書)の交付を希望される方は、上記により参加申込のうえ、三重県人権センターのホームページから様式を取得し、必要事項を記入のうえ、受付に提出してください。

また、当日は受講者本人確認のため、運転免許証・社員証等の顔写真入りのものを提示してください。

○三重県人権センターホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKENC/HP/>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

勤労者向け融資制度

はじめに

三重県では、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、東海労働金庫と提携し、三重県内に居住または勤務されている方を対象に低金利の融資を行っています。

ご利用できる方は三重県内に居住または三重県内の事業所に勤務されている方。

詳細な融資条件、申込手続等は東海労働金庫県内各支店・ローンセンターにお問い合わせ下さい。

融資対象者、融資条件等

勤労者持家対策資金融資制度

融資対象者

(1) 有担保住宅融資 (2) 無担保住宅融資

- ・ 三重県内に居住または三重県内の事業所に勤務されている方。
- ・ 同一事業所に1年以上継続して勤務している方。
- ・ 前年度税込年収が150万円以上400万円以下の方（自営業者を除く）。
- ・ 未成年者でない方。
- ・ 県税を完納している方。
- ・ 東海労働金庫の指定する保証機関の保証が受けられる方。
- ・ その他東海労働金庫が定める要件を備えている方。

ほか

資金使途

三重県内に自ら居住するための住宅を新築、建替、増改築又は購入の資金とそれに必要な土地の購入を目的とする方

(1) 有担保住宅融資

融資限度額…2,000万円

償還期間…40年以内

(2) 無担保住宅融資

融資限度額…500万円

償還期間…25年以内

育児休業者及び介護休業者生活資金融資制度

融資対象者

- ・ 三重県内に居住または三重県内の事業所に勤務されている方。
- ・ 同一事業所に1年以上継続して勤務している方。
- ・ 前年度税込年収が150万円以上400万円以下の方（自営業者を除く）。
- ・ 未成年者でない方。
- ・ 県税を完納している方。
- ・ 東海労働金庫の指定する保証機関の保証が受けられる方。
- ・ その他東海労働金庫が定める要件を備えている方。

ほか

資金使途

育児休業及び介護休業期間中に必要とする生活資金を目的とする方

融資限度額…120万円

償還期間…5年以内（休業中の元本据置期間を含む）
ほか

お問い合わせ先

詳細な融資条件、申込手続などは最寄りの東海労働金庫県内各支店・ローンセンターにお問い合わせください。

東海労働金庫 県内各支店・ローンセンター

桑名ローンセンター	0120-690-907
四日市ローンセンター	0120-192-206
鈴鹿ローンセンター	0120-690-771
亀山支店	0120-191-603
上野支店	0120-191-607
名張支店	0120-191-608
津ローンセンター	0120-191-361
松阪ローンセンター	0120-660-839
伊勢支店	0120-191-703
志摩ろうきんプラザ	0120-690-655
熊野支店	0120-191-803

[東海労働金庫のホームページへ（店舗案内等）（外部リンク）](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁8階）

電話番号：[059-224-2461](tel:059-224-2461) ファクス番号：059-224-3024 メールアドレス：syurou@pref.mie.lg.jp

定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高年齢者再就職のための

入場
無料

再就職支援セミナー のご案内

開催日時

2024年
12/16月
13:30 ~ 16:00

会場

三重県尾鷲庁舎
5階 大会議室
尾鷲市坂場西町1番1号
TEL.0597-23-3400

雇用保険受給者の
皆さま

失業の認定における
「求職活動実績」として
認められます。

雇用保険受給資格者証を
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きには足踏みが見られ、改善の動きに弱さが見られており、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があります。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高年齢者（高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。

このため、高年齢者が意欲と能力を活かし、年齢にかかわらず働くことができるよう、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

13:30

15:00

「セカンドライフのデザイン」

～自分らしく生きる、自分らしく働く～

講師 キャリアコンサルタント 西村 佳美氏

第2部

15:00

16:00

「個別職業相談会」

※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

ハローワーク尾鷲

主催：三重県 後援：三重労働局

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重)

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 20名

締切 2024年12月11日(水)までにお願ひします。(定員締切)

担当 中村

12月16日 三重県尾鷲庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別職業相談会	希望する ・ 希望しない	※どちらかを○で囲んでください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

三重県内企業の皆様へ
高齢者及び外国人雇用に関して

アドバイザーを 無料派遣します!



労働力不足の解消に課題を抱える県内企業に対して、高齢者や外国人などの多様な人材の受入れや定着支援を行うために社会保険労務士等の専門的なアドバイザーを派遣します。

対象企業

三重県に本社又は支店のある企業で、取組成果をモデル事例として公表することに承諾いただける企業
(多数応募の場合は中小企業を優先させていただきます。また、同一企業の複数事業所からお申し込みがあった場合、2か所目以降は他企業を優先させていただきます。)

申込フォーム

右記コードより
お申し込みください



支援内容

内容	支援内容(例)	支援企業数	支援回数 (1企業当たり)
高齢者雇用	定年延長・継続雇用・再雇用制度の拡充、高齢者の採用などを進めるにあたり、労務規定の改定・職場環境の改善・安全措置などの推進について助言・提案を行います。	40社	原則2回以上
外国人雇用	外国人雇用を検討する企業に対して、現状把握から課題抽出を行い、その企業に応じた受入れ・雇用が進むよう支援するとともに、環境整備など定着に向けた幅広い支援をします。		

無料

アドバイザー派遣日

ご希望日時に応じて、アドバイザーと調整

募集期間

随時(申込期限：令和7年1月31日(金)) 募集企業数に到達次第、締め切らせていただきます。

アドバイザー派遣の流れ

お申し込みについては裏面をご覧ください。



勤労者福祉サービスセンターをご存知ですか？

～働く人のため 便利でお得な情報がいっぱい！～

勤労者福祉サービスセンターは、中小企業と大企業との福利厚生に対する格差を縮小することを目的に、中小企業等で働く皆さんに総合的な福利厚生サービスを提供しています。

現在、三重県内3ヶ所に設置されており、各地域に密着した様々な事業・サービスを展開しています。ご入会いただくと、僅かな会費負担で個々の事業所では実施困難な大企業並みの充実した福利厚生を実現できます。

1. 入会すると、こんなメリットがあります！

- *企業のイメージアップ
- *福利厚生にかかる手間や事務量の軽減
- *福利厚生費の削減
- *ニーズに対応した幅広い福利厚生の実現
- *活気あふれる職場づくり
- *祝い金、見舞金、弔慰金の充実
- *有能な人材の確保と職場定着の向上
- *従業員の健康管理、健康維持増進

2. 主なサービス内容

- *余暇活動（イベント実施、レジャー施設等の割引、レジャー施設等の割引、各種チケット割引あっせん）
- *生涯学習・自己啓発（文化・教養講座実施、通信教育講座等の受講費一部助成）
- *健康の維持・増進（人間ドック等の受診助成、インフルエンザ予防接種補助、スポーツ施設割引）
- *共済給付事業（慶弔、傷病休業、住宅災害等）

◆三重県内の勤労者福祉サービスセンター ※詳しいサービスの提供内容については、各センターへお問い合わせください。

	(公財) 松阪市勤労者サービスセンター ＜ゆうとびあ＞	(一社) 三重中勢勤労者サービスセンター ＜ジョイフル中勢＞	(一社) 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター ＜ジョイワーク＞
所在地	〒515-0041 松阪市上川町 212-1 ワークセンター松阪内 TEL0598-29-6510 FAX0598-29-6514	〒514-0002 津市島崎町 143-6 津市労働会館内 TEL059-222-1500 FAX059-222-1505	〒516-0804 伊勢市御菌町長屋 1221 TEL0596-20-1177 FAX0596-20-1188
設立市町	松阪市	津市	伊勢市・鳥羽市・玉城町
入会金	1人につき500円	1人につき500円	1人につき500円
会費	1人につき月額800円	1人につき月額800円	1人につき月額800円
利用対象者	会員とその同居家族	会員とその2親等以内の親族	会員とその同居家族
会員資格	・松阪市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。 (個人事業主でも可) ・松阪市内に居住し、市外の事業所に従事する勤労者の方→個人で入会申込	・津市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。 (個人事業主でも可)	・伊勢市、鳥羽市、玉城町に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。 (個人事業主でも可) ・伊勢市、鳥羽市、玉城町に居住し、その区域外の事業所に従事する勤労者の方→個人で入会申込
会員数	(8, 142人) (1, 459事業所) ※R6.10.1時点	(6, 103人) (493事業所) ※R6.10.1時点	(5, 298人) (818事業所) ※R6.10.1時点
ホームページ	https://utopia.zenpuku.or.jp/	https://www.joyfull-chusei.jp/	https://joywork.zenpuku.or.jp/

こちら

労働相談室 です

突然、解雇を
言い渡された!



賃金、残業代を
支払ってもらえない...



パートだけど
年休ってあるの?
なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの
労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに
お気軽に
相談ください



弁護士相談
(予約制)も
行っています



相談無料

相談内容など個人の
秘密は守られますので
ご安心ください。

まずはこちらへお電話を/

059-213-8290

または

059-224-3110



相談時間

労働相談 (電話・面談)

月・水・金曜日

午前9:00～午後5:00

火・木曜日

午前9:00～午後7:00

弁護士相談

毎月第2金曜日

午後1:00～午後4:00

※2営業日前までに予約が必要です

オンライン相談 (Zoom)

※事前予約制

月～金曜日

午前9:00～午後4:00

希望する日時を記載し、2営業日前までに
info@mie-kinfukukyo.or.jpへ送信してください。
受付完了後、当アドレスからZoomの番号等を
送信します。

※但し、祝日、年末年始は除きます。

※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(<https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html>)

若しくは、info@mie-kinfukukyo.or.jpへ直接必要事項を記載し送信してください。

※ポルトガル語・スペイン語通訳については、令和5年3月31日をもって終了しました。

なお、みえ外国人相談サポートセンター (MieCo) では、外国人住民のための相談を行っていますのでご利用ください。TEL:080-3300-8077

お問い合わせ

三重県労働相談室 (三重県の機関です)

三重県津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1F

県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

名称・相談内容	相談時間・機関名・電話番号等 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。																											
<p>【名称】 総合労働相談コーナー (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野) ※電話相談可</p> <p>【相談内容】 労働相談全般</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:30～16:30</p> <p>電話番号・所在地</p> <table border="0"> <tr> <td>三重労働局</td> <td>Tel.059-226-2110</td> <td>津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)</td> </tr> <tr> <td>四日市</td> <td>Tel.059-351-1662</td> <td>四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>Tel.059-291-6788</td> <td>津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>松阪</td> <td>Tel.0598-51-0015</td> <td>松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊勢</td> <td>Tel.0596-28-2164</td> <td>伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>伊賀</td> <td>Tel.0595-21-0802</td> <td>伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)</td> </tr> <tr> <td>熊野</td> <td>Tel.0597-85-2277</td> <td>熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)</td> </tr> </table>	三重労働局	Tel.059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)	四日市	Tel.059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)	津	Tel.059-291-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)	松阪	Tel.0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)	伊勢	Tel.0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)	伊賀	Tel.0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)	熊野	Tel.0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)						
三重労働局	Tel.059-226-2110	津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境・均等室内)																										
四日市	Tel.059-351-1662	四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内)																										
津	Tel.059-291-6788	津市島崎町327-2(津労働基準監督署内)																										
松阪	Tel.0598-51-0015	松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内)																										
伊勢	Tel.0596-28-2164	伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内)																										
伊賀	Tel.0595-21-0802	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内)																										
熊野	Tel.0597-85-2277	熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内)																										
<p>【名称】 ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野)</p> <p>【相談内容】 職業相談・職業紹介 《対象：一般、障がい者、高齢者など全般》</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 8:30～17:15</p> <p>電話番号・住所</p> <table border="0"> <tr> <td>ハローワーク桑名</td> <td>Tel.0594-22-5141</td> <td>桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク四日市</td> <td>Tel.059-353-5566</td> <td>四日市市本町3-95</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク鈴鹿</td> <td>Tel.059-382-8609</td> <td>鈴鹿市神戸9-13-3</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク津</td> <td>Tel.059-228-9161</td> <td>津市島崎町327-1</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク松阪</td> <td>Tel.0598-51-0860</td> <td>松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊勢</td> <td>Tel.0596-27-8609</td> <td>伊勢市宮後1-1-35 Miral5E8階</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク伊賀</td> <td>Tel.0595-21-3221</td> <td>伊賀市四十九町3074-2</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク尾鷲</td> <td>Tel.0597-22-0327</td> <td>尾鷲市林町2-35</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク熊野</td> <td>Tel.0597-89-5351</td> <td>熊野市井戸町赤坂739-3</td> </tr> </table> <p>*ハローワーク四日市では、在職中の方を対象とした職業紹介・職業相談を以下の時間で追加実施しています。 毎火・木曜日 17:15～18:30(休祝日、年末年始は除く) 第2・4土曜日 10:00～17:00(休祝日、年末年始は除く) ※原則予約制となります。</p>	ハローワーク桑名	Tel.0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階	ハローワーク四日市	Tel.059-353-5566	四日市市本町3-95	ハローワーク鈴鹿	Tel.059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3	ハローワーク津	Tel.059-228-9161	津市島崎町327-1	ハローワーク松阪	Tel.0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	ハローワーク伊勢	Tel.0596-27-8609	伊勢市宮後1-1-35 Miral5E8階	ハローワーク伊賀	Tel.0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2	ハローワーク尾鷲	Tel.0597-22-0327	尾鷲市林町2-35	ハローワーク熊野	Tel.0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3
ハローワーク桑名	Tel.0594-22-5141	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階																										
ハローワーク四日市	Tel.059-353-5566	四日市市本町3-95																										
ハローワーク鈴鹿	Tel.059-382-8609	鈴鹿市神戸9-13-3																										
ハローワーク津	Tel.059-228-9161	津市島崎町327-1																										
ハローワーク松阪	Tel.0598-51-0860	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階																										
ハローワーク伊勢	Tel.0596-27-8609	伊勢市宮後1-1-35 Miral5E8階																										
ハローワーク伊賀	Tel.0595-21-3221	伊賀市四十九町3074-2																										
ハローワーク尾鷲	Tel.0597-22-0327	尾鷲市林町2-35																										
ハローワーク熊野	Tel.0597-89-5351	熊野市井戸町赤坂739-3																										
<p>【名称】 日本司法支援センター三重地方事務所 (法テラス三重)</p> <p>【相談内容】 ・情報提供(解決に役立つ情報提供や適切な相談窓口のご紹介) ・民事法律扶助制度(資力要件あり)による無料法律相談</p>	<p>【法テラスサポートダイヤル】 相談時間(情報提供)：月曜～金曜 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 電話番号：0570-078374</p> <p>【法テラス三重地方事務所】 相談時間(情報提供)：月曜～金曜 10:00～12:00 13:00～16:00 電話番号：0570-078344 (IP電話をご利用の方：050-3383-5470) 相談時間(民事法律扶助相談) ※お問い合わせください。(事前予約制) 予約受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00 所在地：津市丸之内34-5 津中央ビル6階</p>																											
<p>【名称】 みえ新卒応援ハローワーク</p> <p>【相談内容】 就職相談・職業紹介 《対象：学卒予定者、学卒未就職者、若者(おおむね45歳未満の方)》</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:00～18:00 電話番号：059-229-9591 所在地：津市羽所町700 アスト津3階(おしごと広場みえ内)</p>																											
<p>【名称】 おしごと広場みえ</p> <p>【相談内容】 就職情報提供・適職診断・就職に役立つセミナー等の開催・キャリアコンサルティング・模擬面接(オンライン(Zoom)による対応も可能) 《対象：大学・短大・専門学校等在学者、34歳以下の若年者の方、安定した就職を目指す方、働きたい女性の方、就職氷河期世代(概ね38歳から53歳)の方、およびその家族》</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:00～18:00 第1・第3土曜日 11:00～17:00 電話番号：059-222-3309 所在地：津市羽所町700 アスト津3階</p> <p>※就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口「マイチャレ三重」も開設しています。 相談時間：月曜～金曜 9:00～18:00 第1・第3土曜日 11:00～17:00 電話番号：059-222-3309</p>																											
<p>【名称】 みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)</p> <p>【相談内容】 在留手続、仕事、医療、福祉、出産・子育て、教育など、日常生活についての相談に、電話を使った三者通訳などで対応します。</p>	<p>相談時間：月曜～金曜 9:00～16:00 電話番号：080-3300-8077 所在地：津市羽所町700 アスト津3階((公財)三重県国際交流財団事務所内) 相談方法：電話、面談等</p>																											

※相談は原則面談となります。

令和6年4月1日現在

お問い合わせ先

三重県労働委員会事務局

所在地 〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

TEL 059-224-3033

FAX 059-224-3053

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

メールアドレス roui@pref.mie.lg.jp

ホームページ で検索



関係機関

三重県労働相談室

所在地 〒514-0004 津市栄町1丁目891

三重県勤労者福祉会館 1階

TEL 059-224-3110

受付時間 月・水・金曜日(午前9:00～午後5:00)

火・木曜日(午前9:00～午後7:00)



労働委員会 の ごあんない

労働者と使用者の紛争の
円満解決を支援します!



三重県労働委員会

労働委員会の役割

労使間で起きた問題は、当事者が話し合いによって自主的に解決することが原則です。

しかし、自主解決が困難な場合、より良い労使関係を築くために、労使間の紛争を中立・公正な立場で早期に解決するお手伝いをします。

しくみ

労働委員会は公益委員、労働者委員、使用者委員で構成されています。
(本県の場合は各5名)

使用者委員

使用者側代表者
(企業経営者、使用者団体役員等)



公益委員

公益代表者
(弁護士、大学教授等)



労働者委員

労働者側代表者
(労働組合役員等)



労働委員会のご利用は無料です。

秘密は厳守します。

労働争議の調整



労働組合と会社(使用者)の間で発生した紛争の解決を支援します

労働争議の調整は、労働組合と会社(使用者)の間で、賃金・勤務時間などの問題について紛争(労働争議)が発生し、自主的な解決が困難なとき、原則として当事者からの申請に応じて、争議を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

調整の方法には、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つがあります。

あっせん

- 労働組合と使用者のどちらからも申請できます。
- 公益委員、労働者委員、使用者委員各1名があっせん員に指名され、調整を行います。

調停

- 原則、労使双方の申請により開始されます。
- 労使双方から意見を聞いた上で調停案を提示し、受諾を勧告します。

仲裁

- 原則、労使双方の申請により開始されます。
- 労使双方から意見を聞いた上で仲裁裁定を行います。これは、労働協約と同じ効力を持ち、当事者を拘束します。

※ ほとんどの場合、手続きが簡単な「あっせん」が利用されています。

～例えば、このような場合に～

- 賃金の引き上げ(引き下げ)について折り合いがつかない。
- 整理解雇の実施についての話がまとまらない。
- 使用者が団体交渉に応じてくれない。

労働争議のあっせん・ 個別的労使紛争のあっせんの流れ

労働争議のあっせん

事前相談

- まずは労働委員会事務局へ相談してください。
- 紛争の内容や経過について、お話を伺います。

あっせん申請

- あっせんに希望する場合は、労働委員会事務局へ「あっせん申請書」をご提出ください。

事前調査

- 事務局職員が双方へ紛争の経緯や意見、主張等を伺います。

相手方があっせんに参加

あっせんの開催

- 労働委員会室で開催します。
- あっせん員は公益側、労働者側、使用者側各1名です。
- あっせんは非公開で行われます。

あっせん員3名全員が労使双方から個別に事情聴取をする

お互いに歩み寄れる余地がないか探る

状況に応じて、各側のあっせん員が個別で当事者に協議、説得を行う

合意(解決)

- 双方が納得できれば、合意内容について合意書(協定書)を取り交わします。

不合意(打ち切り)

- 労使双方の主張の隔たりが埋まらず、合意の見込みがないと判断した場合は、あっせんに打ち切ります。

個別的労使紛争のあっせん

事前相談

- まずは労働相談室へ相談してください。
- 紛争の内容や経過について、お話を伺います。

あっせん申請

- あっせんに希望する場合は、労働相談室へ「あっせん申請書」をご提出ください。

相手方があっせん参加を拒否

- 事務局職員・あっせん員があっせんに参加するように勧奨・説得しますが、それでも相手方が参加に応じない場合、あっせんは開催できません。

個別的労使紛争のあっせん



個々の労働者と会社(使用者)の間で発生した紛争の解決を支援します

個人の労働紛争のあっせんは、個々の労働者と会社(使用者)の間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

～例えば、このような場合に～

- 事前に説明もなく突然解雇された。
- パートで働いているが事前に説明もなくシフトを減らされた。
- 上司にパワハラやセクハラを受けたが会社が適切に対応しない。
- 労働条件について、従業員との話し合いがまとまらない。



労働争議のあっせん・個別的労使紛争のあっせんは、原則として労使紛争を当事者が自主的に解決するために助言をするものです。自ら解決するという心構えを忘れず、従来の経緯にこだわることなく、譲り合いの気持ちをもつことが大切です。

※どちらの制度も、いつでも取り下げられます。

不当労働行為の審査

不当労働行為とは？

憲法は、労働者の地位を使用者と対等の立場におくため「労働者が団結する権利・団体交渉する権利」を保障しています。この権利を具体的に保障するため、労働組合法は次に掲げる使用者の行為を不当労働行為として禁止しています。

種別	不当労働行為として禁止されている使用者の行為(労働組合法第7条)
不利益取扱	次のことを理由に労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること (1) 労働組合の組合員であること (2) 労働組合に加入しようとしたこと (3) 労働組合を結成しようとしたこと (4) 労働組合の正当な行為をしたこと
黄犬契約	労働組合に加入しないことや脱退することを雇用条件とすること
団交拒否	団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと
支配介入	労働組合の結成や運営について、支配したり介入したりすること
経費援助	労働組合の運営のための経費について経理上の援助を与えること
報復的不利益取扱	次のことを理由に労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること (1) 労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたこと (2) 不当労働行為の救済命令等について再審査の申立てをしたこと (3) 労働委員会の手続きの場で証拠の提出や発言をしたこと

不当労働行為の審査の方法

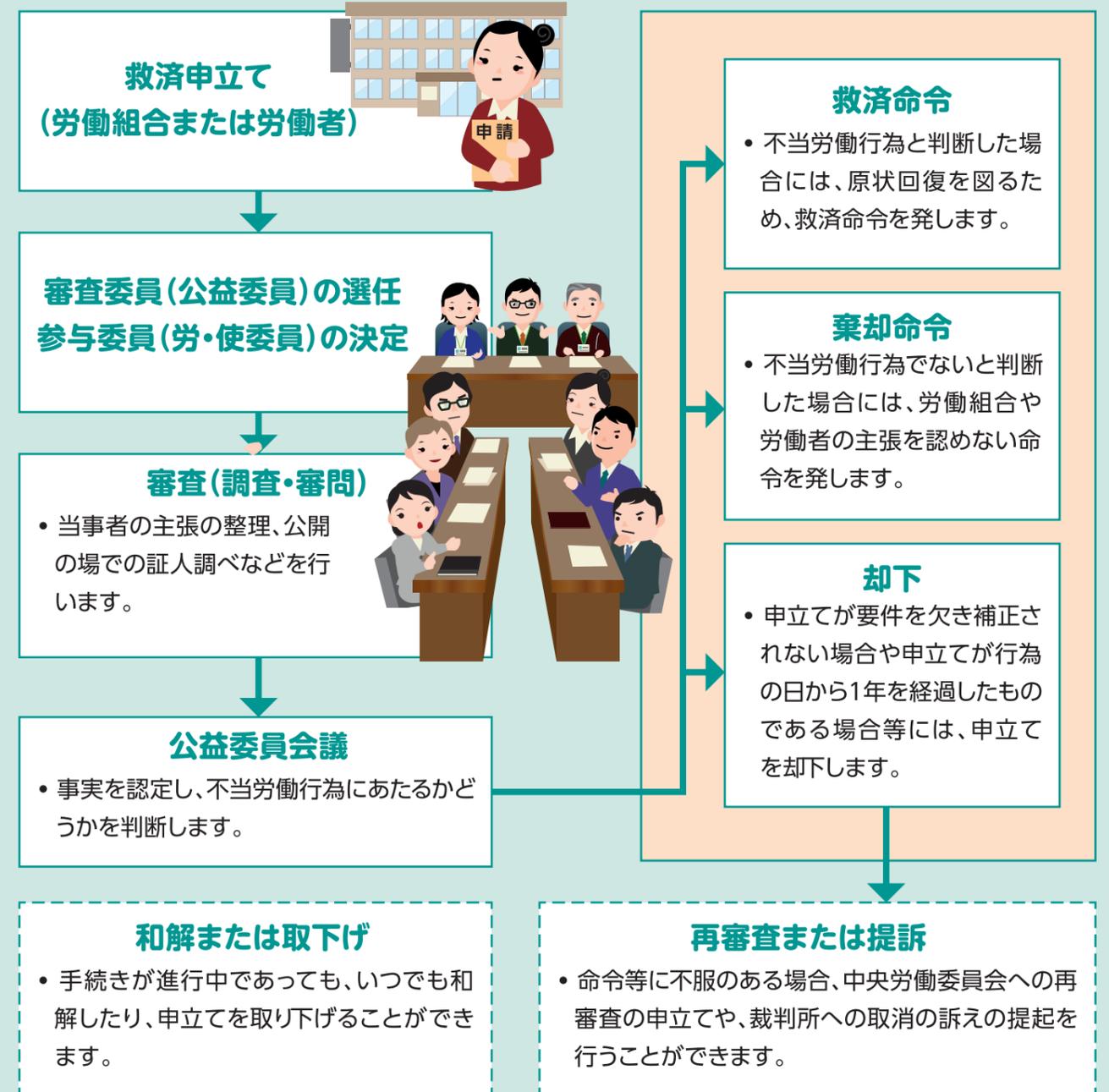
労働委員会は、労働組合または労働者から不当労働行為の救済申立てがあったときは、その事実を明らかにして、救済すべきか否かの審査を行います。

不当労働行為の事実があると認めるときは、使用者に対して命令を発し、労働組合や労働者を救済します。ただし、その行為があった日から1年以内に申立てなければなりません。

また、命令を発するまでは、労使は当事者の話し合いにより、いつでも和解で解決することができます。



不当労働行為の審査の流れ



労働組合の資格審査

労働組合は、労働者の自由な意思により自主的に組織し、運営するものであり、労働組合を作ってもどこにも届け出る必要はありません。しかし、次のような場合には、その都度、労働委員会による資格審査を受け、労働組合法に適合する組合であることの証明を受ける必要があります。

- 法人登記をする場合
- 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する場合



育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①~⑨ ▶ 令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務

就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい

*①～④のうち複数の措置を講じること

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能

望ましい

- * 情報提供に当たっては、「介護休業制度」は、介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと
- * 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用ください。

- ①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

- ②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html



両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務

就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・ 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・ 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・ 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注:②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更:次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等:一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等:保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与:一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度:一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行うこと



個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>


(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい * 意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること

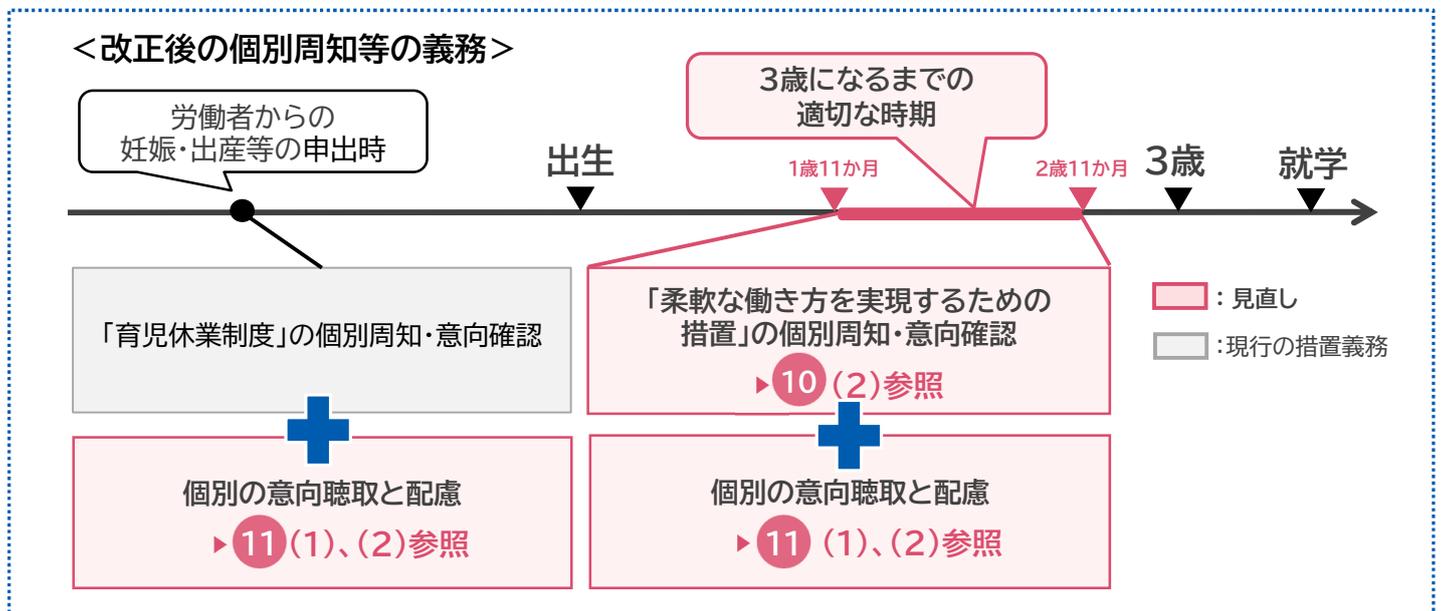
(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

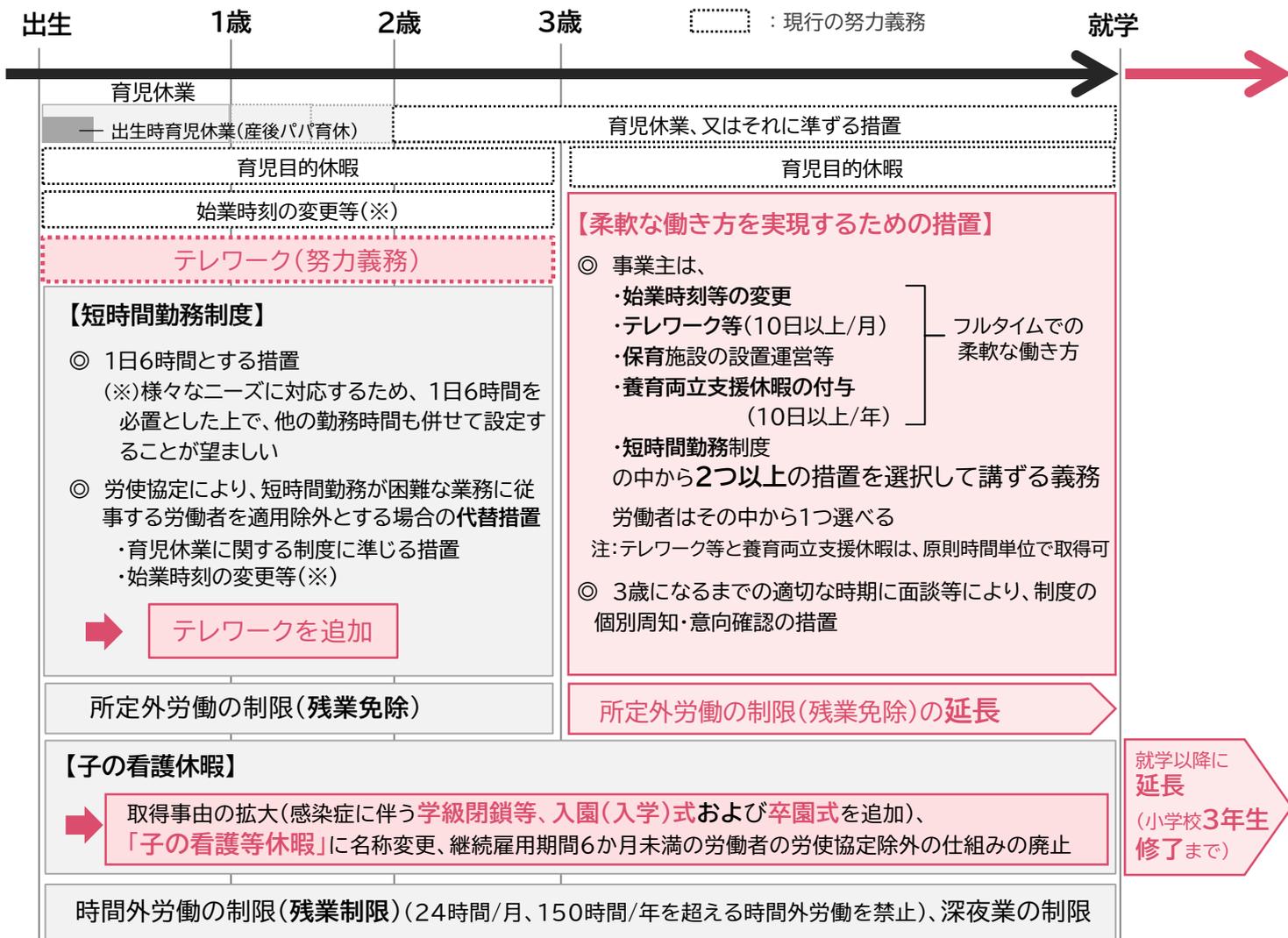
- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・労働条件の見直し 等

望ましい * 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
* ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること



<改正後の仕事と育児の両立イメージ>

: 見直し
 : 現行の権利・措置義務
 : 現行の努力義務



※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与



両立支援に取り組む事業主への助成金【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。

(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba.kosodate/ryouritsu01/index.html>



育児・介護休業法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

3業種の三重県特定(産業別)最低賃金額が改正されます

効力発生日 **令和6年12月21日** 発効

最低賃金
件名

電線・ケーブル製造業

改正額
時間額 **1,033** 円

34 円 up 
改正前(999円)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

改正額
時間額 **1,031** 円

44 円 up 
改正前(987円)

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業

改正額
時間額 **1,047** 円

25 円 up 
改正前(1,022円)

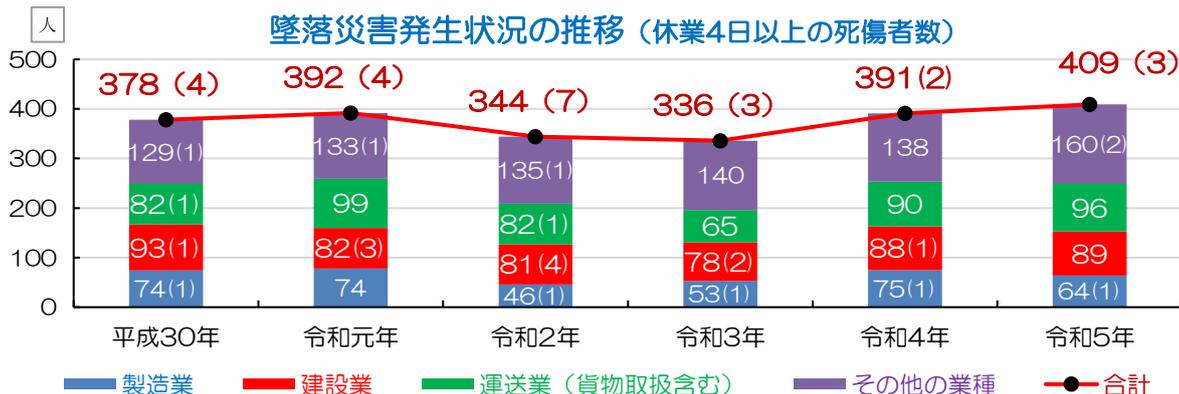
令和6年12月21日現在において、三重県特定(産業別)最低賃金である「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金額が特定(産業別)最低賃金額を上回っているため、**三重県最低賃金(時間額1,023円)**の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)まで

墜落災害防止強調月間

「墜落・転落」による労働災害は、建設業、運輸業を中心に各業種を通じて多発するとともに、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。下記の各□項目をチェックして、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。



1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

チェック！

- ①足場設置のための幅が1 m以上確保できる箇所には、本足場を使用してください。※
- ②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。※
- ③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
- ④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。※
- ⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用してください。※
- ⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置してください。※
- ⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存してください。※
- ⑧組立・解体の作業手順を周知してください。
- ⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行ってください。※



がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。

2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

チェック!

- ①はしごの上部・下部を固定してください。※(固定できない時は、他の人が支えてください)
- ②はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ③はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
- ④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- ⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降してください。
- ⑥脚立の天板上乗って作業をしないでください。
- ⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- ⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降してください。



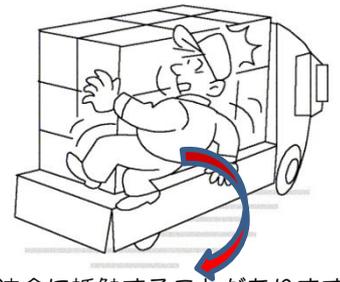
がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

チェック!

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行ってください。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討してください。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
- ⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業員に対して特別教育を実施してください。※
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置してください(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。※
- ⑦保護帽を着用してください(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。



がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

●墜落・転落による死亡災害発生状況

出資：死亡災害報告

発生年	業種	被災者の職種・年齢	労働災害発生概要
令和6年	道路貨物運送業	運転者・50代	被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
令和6年	ビルメンテナンス業	清掃員・70代	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
令和6年	その他の建設業	はつり工・40代	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落した。
令和6年	その他の建設業	はつり工・30代	
令和5年	教育研究業	作業員・40代	被災者は、事務所3階の窓ふき作業を行っていたところ、地面に墜落した。
令和5年	食料品製造業	作業員・60代	被災者は、工場内の中2階の物置部分の作業床端部付近で作業から床面に墜落した。
令和5年	警備業	警備員・60代	被災者は、橋梁上の定期巡視を行っていたところ、当該橋梁(高さ約20m)から墜落した。
令和4年	無機・有機化学工業製品製造業	作業員・20代	被災者は、反応器の内部を縄梯子で上っていたところ、約10mの高さから墜落した。
令和4年	木造家屋建築工事	大工・50代	被災者は、新築の建築工事現場において、石膏ボードを張っていたところ、約4mの高さから墜落した。

令和6年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動実施中!



三重労働局・各労働基準監督署

(R6.6)

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始 無災害運動

令和6年度
年末年始無災害運動標語

今年もやります！
基本作業の徹底
年末年始も
無災害

2024
12/1
▼
2025
1/15

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

【TEL】 03-3452-6449 【E-mail】 koho@jisha.or.jp

お問い合わせは総務部 広報課まで



令和6年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で54回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和5年の労働災害による死亡者数は755人と過去最少だったものの、休業4日以上之死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は29.3%となっており依然として増加傾向にある。

また本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）をみても、前年同期に比べて休業4日以上之死傷者数は、全体で1.5%増加しており、業種別では陸上貨物運送事業で1.8%、第三次産業で3.0%の増加、事故の型別では「転倒」で0.9%、「動作の反動・無理な動作」で2.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年1月15日までとする。

3 運動標語

「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- ① 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- ② 報道機関等を通じた周知
- ③ リーフレット等の制作および配布
- ④ 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
 - ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - ① KY(危険予知)活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
 - ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - ⑧ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
 - ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
 - ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
 - ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

賛助会員募集中

特典

- 研修会が会員価格に
- 定期刊行物の配布

- 安全週間時などにポスター等をお届け
- 会員専用サイトによる安全衛生意識高揚のための活動の実施

独立行政法人労働者健康安全機構
「三重産業保健総合支援センター」からのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、産業保健に関連する事業者、衛生管理者、人事労務担当者等の悩みに対して、無料の支援サービスを提供しています。

右のような悩みがありましたら、当センターへご連絡ください。

三重産業保健総合支援センター
所在地：津市桜橋 2-191-4 三重県医師会館 5階
電話：059-213-0711
E-mail：mie-joochas@mies.johas.go.jp

自社の化学物質管理を進めたい。

職場にメンタル不調者がいて、非常に困っているのだが・・・。



病気の治療を続けながら働く社員への配慮について、助言を得たい。

当社の社員研修のために、産業保健に関する講師を派遣してほしい。

《三重産業保健総合支援センターの支援サービス》 全て無料!

○ 産業保健相談員による相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等についての豊富な経験と知識を有する専門スタッフが、窓口・電話・メール等で相談に応じ、解決方法を助言しています。

また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



○ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

保健師等の専門スタッフが事業場を訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入、職場環境改善に関する相談のほか、職場復帰支援プログラム作成についての支援を行います。

また、管理監督者向けのラインケア教育や従業員向けのセルフケア教育を行うことも可能です。

○ 仕事と治療の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、保健師等の専門スタッフが事業場を訪問し、両立支援制度の導入支援や患者（労働者）と事業場との間の個別調整支援を行います。

また、両立支援に関する相談にも対応します。



○ 講師派遣サービス

各企業の依頼に応じて、当センターの専門スタッフを講師として派遣します。

(例：化学物質管理、石綿ばく露防止対策、腰痛予防対策、高齢労働者対策、メンタルヘルス対策等)

《12月・1月の主な産業保健研修会の予定》

- 12月4日(水) 14:00~16:00
「再発させない復職者対応の要諦」
- 12月5日(木) 14:30~16:30
「エビデンスに基づく産業保健活動」
- 12月10日(火) 14:30~16:30
「職場における感染症対策について」
- 12月17日(火) 14:00~16:00【オンライン】
「不妊予防支援パッケージ」
- 1月9日(木) 14:30~16:30
「自閉症スペクトラム障害への理解と対応」
- 1月17日(金) 14:00~16:00【オンライン】
「発達障害の特性と雇用管理」
- 1月24日(金) 14:00~16:00
「会社ぐるみで健康を栄養面から応援」
- 1月28日(火) 14:00~16:00【オンライン】
「産業医を活用した従業員の健康管理」



【研修申込に係る注意事項】

- 研修会参加申込は、当センターHPからお願いします。
- 申込締切は、研修会当日の5日前としております。